

人・農地プランは誰が作成し、
どのような順番で、誰が決めるの？



プランを作成した後も見直しができます。

- 新規就農者が出てきたとき
 - 集落営農・法人を立ち上げ中心となる経営体となるとき
 - 引退を決意して農地集積協力を金を受けようとするとき
- ※ただし、その都度地域での話し合いを行い、検討会に諮る必要があります。

人・農地プランって何？

地域農業の持続的な発展のためには、まず何よりも農業経営の基盤である「人」と「農地」がともに確保されていることが前提となります。「人」と「農地」の問題を解決しながら地域農業の将来的なビジョンを具体化していくのが「人・農地プラン」です。5年後、10年後までに、誰がどのように農地を使って農業を進めるのか、地域での話し合いに基づいてプランをまとめます。

まとめの書類は「人・農地プラン」「農地の集積計画表(工程表)」「農地利用図」の3つ。地域の中心となる経営体(個人・法人・集落営農)や、

人・農地プランのメリット

人・農地プランに位置付けられると、次のようなメリットがあります。(※それぞれ要件があります。)

● **青年就農給付金(年間150万円)**
【経営開始型】
人・農地プランに位置付けられた45歳未満の新規就農者は、経営が不安定な就農直後(最長5年間)の所得を確保するための給付金を受けられます。(※県が窓口です。)

● **農地集積協助力金(「出し手」が対象)**
【経営転換協助力金】
「人・農地プラン」に位置付けられた地域の中心となる経営体に農地を提供する場合に受けられます。

▼0・5万円以下……………30万円/戸
▼0・5万円超〜2・0万円以下…50万円/戸
▼2・0万円超……………70万円/戸

▼ **分散解消消協助力金**
地域の中心となる経営体の分散した農地の面的集積(連担化)に協力する隣接農地の所有者等が受けられます。
▼5千円/10アール

● **規模拡大交付金(「受け手」が対象)**
農地利用集積円滑化事業により面的集積をして規模拡大をする農業者に交付されます。▼2万円/10アール

● **スーパーL資金の当初5年間無利子化**
地域の中心となる経営体として「人・農地プラン」に位置付けられた認定農業者がスーパーL資金を借り入れる場合、金利負担の軽減措置として、貸付当初5年間の金利負担が実質無利子化されます。

● **経営体育成支援事業**
地域の中心となる経営体等が融資を受け、農業機械等を導入する際、融資残について補助金(補助率3/10・上限300万円)を交付することで主体的な経営展開を支援します。

人・農地プランを作る

こうした支援制度を活用しながら、地域農業の将来を見通した話し合いをもとに「人・農地プラン」を作成します。具体的には、次の内容を記載します。

● **中心経営体の経営概要と向こう5年間の営農計画の概要、活用が見込まれる施策**

● **農地の提供などにより、中心経営体と連携する農業者の経営の状況と向こう5年間の営農計画の概要、活用が見込まれる施策**

● **前述以外の農業者の経営の状況と今後の見込み**

● **今後の地域農業のあり方**

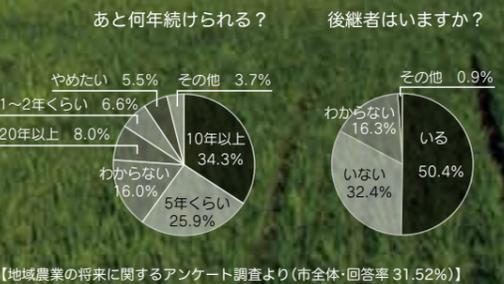
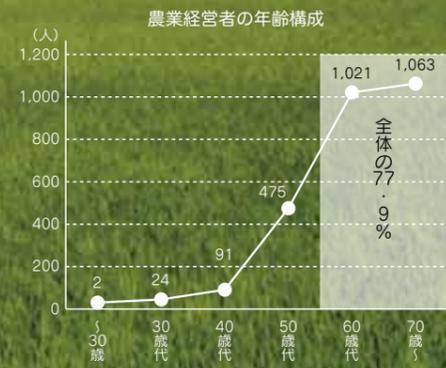
● **中心経営体への農地集積の計画(工程表)と、当面集積の予定がない農地の情報**

● **農地利用図**

特集

地域で考える「農」の将来設計図 ～人・農地プラン～

「人」と「農地」の問題は、
これからの日本の「農」のかたちを考えるうえで避けて通れない問題です。
多くの地域で農業の将来を心配する声が出ているなか、
この問題を解決しようと今、地域が動き始めています。



地域農業の課題を見つめ直す

「後継者不足が深刻になっている」「若年の農業者が減少し、高齢化がいつそう進む」「農地が利用されずに遊休農地が増加する」阿南市の9割を超える農家の方が、10年後の地域農業の姿をどう思い描いています。昨秋、市内の農地を所有する世帯主約8500人を対象に実施した「地域農業の将来に関するアンケート調査」によると、農業従事者の8割近くが60歳以上で、農家の半数が後継者は「いない」「わからない」と答えるなど、高齢化や担い手不足といった課題が浮き彫りになりました。このままでは、5、10年後にはこうした地域での生産力が急激に落ち込むことが懸念され、遊休農地の増加が予測されます。

こうした「人」と「農地」の問題を解決していくためには、地域ごとに課題をしっかりと見つめ直し、地域農業の将来について具体的に話し合いながら、解決への道筋をつけていくことが重要です。

こうした問題に対応するため、市では、平成24年度から「人・農地プラン」の作成を推進し、農地集積の促進と地域農業の活性化に向けた取組を支援しています。



胡蝶蘭の農園を営む松崎さん

松崎克弘さん（57歳・楠根町）は、地域農業の将来を考えたときのポイントを二つあげています。一つは多様な担い手づくりです。「過疎化が進む加茂谷地域では、新規就農者や地域外からの農業者を積極的に受け入れていく必要があると考えています。現状維持が精いっぱいという農家が多いなかで、地域にいる農業者だけで農地を守り続けるのは限界があるからです。新規就農者を受け入れることは地域にとって刺激にもなります。しかしながら、田舎の集落はとかく保守的になりがちです。農地を守っていくためには多様な担い手づくりを考える柔軟性が重要ですね」。

**国産野菜へのこだわりが
かき立てた就農意欲**

会社勤めから一転、3年ほど前にきゅうり栽培を始めた菱本裕也さん（27歳・那賀川町）。就農のきっかけは国産野菜へのこだわりでした。以前、業務用食品の卸売会社に勤めていたのですが、取り扱う野菜のほとんどが輸入品だったのに驚きました。

もう一つは、これからの農業をどう捉えて経営を成り立たせるかという点です。「農地の規模拡大を図れば、その分収益が上がるとは限りません。そこで重要になってくるのが販売戦略です。作物をいかに有利に販売するか、どのような付加価値を付けて売ることができかがポイントです。加茂谷の自然の豊かさをうまく利用して商品の差別化を図り、販路拡大につなげられないか、を地域で話し合っているところです」。

加えて、「個々の考えどころではなくにもならないことも、地域で話し合えば解決することもあります。幸い、加茂谷は代々受け継がれてきたチームワークがあります。人・農地プランを実施していくなかで新たな問題に直面するかもしれないですが、よそにはない地域力を発揮して、地域農業の未来を切り開いていきたいです。」と力強く話してくれました。

安ければいい。価格競争にさらされた日本の『食』事情を知り、安全で品質の高い国産野菜を少しでも多く流通させたいと思うようになりました。会社に勤めながら1年間、知り合いのきゅうり農家のもとで栽培のノウハウを学びました。親族からは苦勞するからと反対されましたが、もともと興味があったので自分の気持ちを買きました。後はぶっつけ本番でしたね（笑）。

初めての農業がきゅうり栽培。初期投資が必要な園芸作物とあって、若者には少しハードルが高かったのは。「ぶっちゃけ、家より高いと思いますよ（笑）。私の場合、認定農業者になったことで、県の支援制度や人・農地プランの青年就農給付金の支給を受けることができました。



きゅうりの収穫に追われる菱本さん

準備金の少ない若者の背中を押してくれるいい制度だと思います。人・農地プランは、個々では難しかった農地の貸借について地域で情報共有できるため、動きやすくなります。将来は規模を拡大して人を雇えるようになりたい。農業のおもしろさを体感してもらうことができたら、新規就農者も増えると思います」。

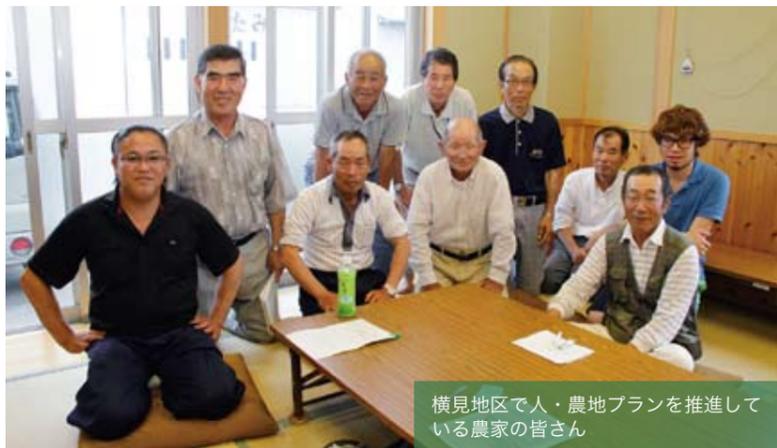
思いを形にした菱本さん。「輸入に頼らない食生活を取り戻したいという思いが、流通業者や消費者に届くと信じて頑張っていきたい。」と意欲満々です。



**話し合いを持続して
世代交代をスムーズに**

本年3月、市内14地区のどこよりも早く人・農地プランを策定した横見地区では、実行組長、総代、認定農業者など約30人が中心となってプランを推進しています。「地域の中心となる経営体を位置付けることから始めました。もう少し時間をかけてじっくり考えてもいいのでは、という慎重な意見もありましたが、まずはプランを立ち上げることを最優先しました。いささか強引ではありましたが、説明を繰り返すことで最後はみんな理解してくれました」。

人・農地プランが地域農業の将来を考える良いきっかけになったと好評する一方、さまざまな課題も見つかりました。「農地の『出し手』となり得る農業者の中には、『農地を一度貸したら返ってこないのではなかいか』と、農地制度の誤解から農地を他人に貸すことに抵抗を感じている人や、支援制度の利用を面倒くさがる人も少なくありません。こうした不安や誤解を取り除き、安心してプランに参加していただくためには丁寧な説明して理解を得ることが重要です。参加はあくまでも自由で強制はできません。困ったときに何かお手伝いができれば、という感じで推進していこうと考えています」。



横見地区で人・農地プランを推進している農家の皆さん

話は地域農業の将来のことに。『人』と『農地』の問題は、高齢農業者が引退する5年後、10年後に顕著に現れてくると思います。それまでに担い手の確保と農地流動化、さらに面的集積をいかに同時並行的に進めていくかが今後の課題です。今は『受け手』の方が圧倒的に多いのですが、世代交代がスムーズにできなければ『集落営農』という手段も考えなければなりません。大事なことは、話し合いを地道に継続し、プランを発展的に見直していくことです。また、地域を牽引するリーダーの存在が必要になってきます。若い世代の方にも関心を持って取り組んでほしいですね。」と期待を込めていました。

**多様な担い手づくりと
販売戦略も考えて**

「山あいの加茂谷地域では、農家の高齢化や担い手不足は深刻な問題となっています。昨年の秋、地元有志が『加茂谷元気なまちづくり会』を立ち上げ、地域農業の将来を考えようと議論を始めました。そんななか、人・農地プランの話があり、『人』と『農地』の問題に対する関心が高まっています。これまで地域農業の将来について住民同士で話し合う機会がなかっただけに、これを好機と捉え、プランへの積極的な参加を呼び掛けています」

アクションを起こすことが何よりも大事

人・農地プランを 地域農業再生へのチャンスと捉えて

先駆的にプランを立ち上げた横見地区、農業振興を考える専門部会でプランを推進する加茂谷地区、会社員からきゅうり農家に転身した那賀川町の青年就農者取材しました。

Q. ほかの地区や市外に農地を持っている場合は、どのようにすればよいのでしょうか？

A. 農地がある地域のプランに位置付けられる必要があります。

Q. 現在、利用権設定をしている農地は、協力金の交付対象になりますか？

A. なりません。
ただし、利用権設定が解除になった場合は、農地所有者がその農地を1年以上経営し販売することで対象となります。

Q. 「出し手」と「受け手」の変更は可能ですか？

A. 可能です。
耕作できなくなったとき、これから農業を頑張っていこうとするときなど、状況の変化に応じて「受け手」から「出し手」、「出し手」から「受け手」にいつでも変更できます。

Q. 市街化農地はどのような取扱いになりますか？

A. プランに含めることはできますが、交付金の対象になりません。
例えば、市街化農地を50a、それ以外の農地を80a所有していたとして、50aは農地集積協力金や規模拡交付金の対象になりませんが、80aについては50aの農地で耕作した物を販売しないことを要件に交付の対象となります。

Q. 白紙委任契約期間中に「受け手」側の都合で耕作できなくなった場合の協力金の取扱いは？

A. 受け手側が病気やけがなど、やむを得ない理由と判断された場合は返還しなくても構いません。
なお、農地を返還されても耕作ができない場合は、新しい「受け手」を見つけていただくこととなります。

Q. 人・農地プランに参加したいと考えていますが、誰に相談すればよいのでしょうか？

A. 農林水産課(☎22-1598)または、地区の農業委員にご連絡ください。

Q. 農地を貸し出す場合、白紙委任するとありますが、「出し手」の意向は考慮されないのでしょうか？

A. あらかじめ「受け手」を誰にするかの希望を農地利用集積円滑化団体等に伝えても構いません。
白紙委任とは、貸付け先の相手を指定しない委任契約のことをいいます。委任期間は10年以上です。10年を経過せずに農地が返還された場合は、協力金を全額返還していただくこととなります。なお、契約期間中に契約者が亡くなった場合は、相続した方にその意思を確認します。

Q. とりあえず「出し手」としてプランに位置付けられましたが、あと5年くらいは自分で耕作できるのですが、農地を貸し出さなくてはならないのでしょうか？

A. 経営が立ち行かなくなったときで構いません。
自分で農業経営ができるのであれば、すぐに農地を貸し出す必要はありません。経営が立ち行かなくなったときに、提供(貸借)していただくこととなります。

Q. 田んぼと畑を所有しています。「出し手」となって協力金を交付してもらうには、すべての農地を貸し出さなければならないのでしょうか？

A. 「出し手」の経営内容(作目)により要件が異なります。また、自留地を残すことができる場合もあります。

Q. 農地集積協力金の支給額は、面積によって変わりますか？

A. 例えば、0.5ha超~2.0ha以下が50万円で、その範囲内なら支給額は同じです。
なお、協力金の交付は1回限りです。

Q. 農地を貸し出したいのですが、耕作条件が悪く地域で話し合っても「受け手」が見つかりません。どうすればよいのでしょうか？

A. 「農地利用集積円滑化団体」が相談を受け付けます。
ただし、必ず見つかるとは限らないことをご承知おきください。

そこが知りたい 人・農地プラン

Q & A

Q. 白紙委任契約した場合、農地にかかる固定資産税や水利費は誰が負担するのですか？

A. 固定資産税は「出し手(農地の所有者)」で、水利費の負担は、双方の協議によって決めていただくこととなります。

Q. プランに個人の名前は掲載されるのでしょうか？

A. 掲載されます。
名前が掲載されたものを国や県に提出することになっています。各種支援を受けるときに必要に応じて情報提供することもあります。そのことに同意していただけの方は「個人情報の取扱い」の書類を提出していただいております、その書類を提出していただいた方をプランに掲載(登録)することとなります。



「前向きに検討してほしい」と力説する萩野さん

人の確保と意識改革、大いに夢を語って
農家の代表である農業委員会も人・農地プランを積極的に推進しています。会長の萩野敏則さん(66歳・横見町)は、各地区の説明会でその重要性を訴えてきました。
「今後ますます高齢化と農業人口が減少することが予測されるなか、地域農業の将来を考えるうえで重要になってくるのが『人』の確保です。今、頑張っておられる方々もいずれ担っていかなくなりそうです。定年帰農というかたちで農業への関与がある程度維持されていくとしても、早い段階から後継者や新規就農者を確保して、近い将来、必ず世代交代ができる態勢をつくっておく必要があります」

ます。一方で、切れ目のない後継者を確保するためには、若い世代にとって農業が魅力的でなければなりません。就農への窓口を常に開いた状態にしておくことや、自分で考えて経営努力すれば、それだけの実がついてくることを実感してもらおう機会を設けることも必要でしょう。そして、農業を多角的な視点から捉え、あらゆる可能性を排除せず、地域で夢を語り合うことが明日の農業への一歩だと考えています。私たちは今、人・農地プランを通して、地域農業の将来設計図を描くということに初めてチャレンジしています。地域の話し合いでつくり上げたプランを円滑に遂行していくためには、『個別』から『地域』へと農業のあり方に対する農業者の意識も変えていかなくてはなりません。意識が変われば地域が変わる。地域が変われば、農業の未来をより良い方向へと変えていくのではないのでしょうか。」

生きたプランとして活用されていくために

人・農地プランは平成26年3月までに策定することが求められています。本市では、市内14地区でのプラン策定をめざし、今年2月から各地区で説明会を実施してきました。農林水産課主査で人・農地プラン担当

の田上久美さんは、人・農地プランの策定状況と今後の展望についてこう語ります。
「7月15日現在、2地区でプランが策定され、残りの地区も8月中旬には原案が作成できる見込みとなっています。農業関係機関の協力と地元住民の熱心な話し合いにより、作業は順調に進んでいます。説明会では、『プランを作るとどんなメリットがあるのか』という質問をよく受けました。初めのうちには『協力金や支援制度が受けられます』と金銭的なメリットを強調していましたが、いつの間にか『こうして地域の皆さんが集まり、地域農業の将来について話し合っていたらいいな』と答えるようになってきました。人・農地プランが『人』と『人』をつなぎ、『人』と『農地』を結び付けるといっても、大きな



パンフレットを手に取り質問に答える田上主査

役割を果たしていることを伝えたいからです。今まで、『農地を貸してくれる人はいませんか』『田んぼを耕作してくれる人はいませんか』という相談に十分な対応ができず、歯がゆい思いをしてきました。これからは人・農地プランが困ったときの受け皿になってくれると期待しています。農家の皆さんの熱意によって作られたプランが、10年後も20年後も生きたものとして活用されていくためには、継続的な話し合いとスムーズな世代交代が重要です。将来に向けてより良い地域にしていくなためには何が必要か、を地域全体で考える。『人』と『農地』の問題は一朝一夕に解決する問題ではありません。できることから始めて粘り強く取り組んでいくことが大切です。市としても、皆さんの前向きな取組を全力でバックアップしていきたいと考えています」

人・農地プランはすべての農業者の方に知っていただく必要があります。説明会で出された主な質問を掲載しました。また、17ページに掲載した各種支援については、さまざまな要件があります。くわしくは、農林水産課または、地区の農業委員にお問い合わせください。
問い合わせは
農林水産課(☎22-1598)へ